

過去の処分事例 指定取消しに至った事例

事例1 人員配置基準違反

- ・勤務していない職員について、勤務しているように見せかける虚偽の書類を提出した。
- ・職員の勤務時間数を実際より水増ししたり、稼働実態がないにもかかわらず、稼働があるとする事実と異なる(又は虚偽の)書類を提出した。
- ・サービス管理責任者が常勤で勤務していない。
- ・返還金 約7,000万円

事例2 命令違反・虚偽報告

- ・利用者本人になりすまして職員が署名した書類を提出するなど虚偽の報告があった。
- ・提出期限を経過しても、命令に従わず、書類の提出をしなかった。
- ・返還金 約6,100万円

事例3 人員配置基準違反 命令違反・虚偽報告(答弁)

- ・雇用証明書を偽造して、職員がいるように装い、繰り返し指定更新を受けた。
- ・事業者が雇用した職員を故意に事業所に配置しない状態を長期間に渡って継続してきた。
- ・職員を配置しているかのように書面上粉飾した。
- ・事業者が書類の保管場所を説明せず、提示しようとしなかった。
- ・事業者が、帳簿書類の一部について職員に廃棄するよう指示した。
- ・監査において、虚偽の答弁をした。
- ・返還金 約1億1,840万円

事例4 不正の手段による指定

- ・新規指定(指定の更新)時に、人員基準を満たしていない。
- ・欠格条項に該当し指定(更新)を受けられない。
- ・上記にもかかわらず、実務経験証明書等の書類を偽造し指定(更新)を受けた。
- ・原則として指定(更新)時から支払いを受けた給付費は全額返還